

健康保険被扶養者（異動）届

住友化学健康保険組合 御中

下記のとおり申請します。

なお、届出事項に変更がある場合には遅滞なくお届けします。

また、記入内容について虚偽の事実が判明した場合は、被扶養者の認定
取消ならびに保険給付の返納をすみやかに行います。

令和 年 月 日
被保険者氏名

組合 記入 欄	認定年月日	令和 年 月 日	健 保 組 合	常務理事	担当者
	不該当 年月日	令和 年 月 日			

事業所（ ）

被 保 険 者 欄	被保険者の 記号・番号	1 0 -	所 属	電話番号（ ）	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	資 格 取 得 (入社)年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	住 所									
申請 理由		1.被扶養者の追加 (被保険者の入社)		2.被扶養者の追加 (出 生)		3.被扶養者の追加 (その他)		4.被扶養者の削除 (1) 就職 (2) 収入限度額超過 (3) 死亡(4) 別世帯となった (5) 離婚 (6) その他（ ）		
続 柄	性 別	被 扶 養 者 の 氏 名		生 年 月 日	職業または 学校・学年	年 間 収 入 額	同居 別居	別 居 の 場 合 の 住 所	資格確認書 発行要否	扶養しなくなった日 (就職の場合は入社日 死亡の場合は翌日)
		(フリガナ)		昭・平・令 年 月 日		円	同居 別居		発行が必要 ☐ チェック	令和 年 月 日
		(フリガナ)		昭・平・令 年 月 日		円	同居 別居		発行が必要 ☐ チェック	令和 年 月 日
		(フリガナ)		昭・平・令 年 月 日		円	同居 別居		発行が必要 ☐ チェック	令和 年 月 日
		(フリガナ)		昭・平・令 年 月 日		円	同居 別居		発行が必要 ☐ チェック	令和 年 月 日

※被保険者の記号・番号は、①マイナポータル、②資格情報のお知らせ、③資格確認書、④健康保険証のいずれかでご確認ください。

【添付書類】申請理由1～3（扶養追加）：マイナ保険証をお持ちでない方は、『資格確認書発行要否』欄にチェックください。

申請理由1（18才以上）、3：各種証明書類

申請理由4（扶養削除）：（お持ちの場合）対象者の健康保険証・有効期限内の資格確認書

【提出先】 住友化学健康保険組合

健康保険被扶養者（異動）届（別紙）

被保険者氏名				年 令	才	控除の有無 所得税扶養	有 申請中 無（理由：）		
氏 名				年 令	続 柄				
				才		別居の場合	別居している理由		
になった事情 扶養すること 退職したため 結婚したため 収入が少なくなったため その他（）		同居になったため 仕送りをはじめたため 被保険者の入社					認定対象者が同居している 人と被保険者との続柄		
認定対象者	扶養をはじめた日		令和 年 月 日						
	障害厚生年金受給の有無		有 ・ 無						
	一年以内に就労していた場合	勤 務 先							
		退 職 年 月 日	令和 年 月 日	勤務期間	年 カ月				
		退 職 理 由							
		雇 用 保 険 に つ い て	受給予定	令和 年 月頃					
			受給中	基本手当日額	円				
			受給延期	令和 年 月頃					
			受給終了	令和 年 月 日終了					
			受給放棄						
			受給資格なし（理由：）						
		退職時の任意 継続被保険者 加入の有無	有（令和 年 月 日資格喪失） 無						
	収入状況（年収）	給与・賞与	年金・恩給		事業・農業所得				
		円	円		円				
		利子・配当	地代・家賃		雇用保険給付金（年間換算）				
円		円		円 （基本手当日額×360日）					
被保険者以外からの援助		その他（）		合 計					
円		円		円					
① 被保険者の年間収入額				円					
② 認定対象者の年間収入額				円					
③ 認定対象者の配偶者の年間収入額				円					
④ 認定対象者への年間送金額				円					
(送金方法：銀行振込 郵便振替 現金書留)									

健康保険被扶養者（異動）届 添付書類一覧

該当する証明書類を添付してください。

なお、必要に応じて別の書類を求めることがあります。

収入がない場合	1年以内に退職した場合	雇用保険 (失業保険)	受給予定	雇用保険被保険者離職票－2の写し 雇用保険受給資格者証の写し（後日提出でも可）
			受給延期	雇用保険受給期間延長通知書の写し
			受給終了	雇用保険受給資格者証の写し（支給終了と印字されている面も含む）
			受給放棄	雇用保険被保険者離職票－2の原本
			受給資格なし	退職証明書
	事業・農業等従事の場合		廃業を証明する書類	
	就学中の場合		在学証明書または在学が確認できる書類（身分証明書の写し等）	
その他、無収入の場合		非課税証明書		
収入がある場合	勤労収入		報酬額を証明する書類（雇用契約書の写し等）	
	事業収入		事業所得の額を証明する書類（確定申告書の写し等）	
	雇用保険給付金		雇用保険受給資格者証の写し	
	公的年金（恩給などを含む）		年金・恩給の直近の金額が確認できる書類（改定通知書の写しまたは振込通知書の写し）	
	その他の収入		収入内容が確認できる書類	

別居している場合 *以下に該当する場合は添付不要 ・ 単身赴任、老人保健施設等に入所の場合 ・ 既に扶養されている方で就学中の場合	生計費の送金額が確認できる書類3ヶ月分（銀行振込、郵便為替、現金書留の控等）
--	--

被保険者と同居することが条件の場合	同居を証明する住民票または住民票記載事項証明書
-------------------	-------------------------

老人保健施設等に入所している場合	施設に入所していることが確認できる書類 被保険者（本人）が費用を負担していることが確認できる書類
------------------	---

認定対象者に配偶者がいる場合	認定対象者の配偶者の収入が確認できる書類
----------------	----------------------

被扶養者認定時の「資格確認書の交付」について、以下の注意事項を必ずご確認ください。

注意事項

資格確認書の交付について、①または②に該当する場合は、「健康保険被扶養者（異動）届」の『資格確認書発行要否欄』にチェックしてください。

（交付対象）

- ① マイナンバーカードを保有していない方
- ② マイナ保険証（保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード）を保有していない方

※①②のいずれかに該当することが当健保組合で確認できた場合は、資格確認書発行要否欄にチェックがない場合でも資格確認書を交付します。ただし、当健保組合での確認までに健康保険被扶養者（異動）届の書類到着から10営業日程度の期間を要します。

（補足事項）

- ・日本国内で医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、マイナ保険証で行う仕組みとなります。
- ・マイナ保険証を保有していない場合は、「資格確認書」を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けることが可能です。
- ・当健保組合でのマイナンバー登録完了後に「資格情報のお知らせ」を交付します。（「資格情報のお知らせ」のみで保険診療を受けることはできません。）

★マイナ保険証をお持ちの方へ

- ・当健保組合でのマイナンバー登録完了後にマイナンバーカードによる受診が可能となります。（通常はマイナンバー登録までに健康保険被扶養者（異動）届の書類到着から10営業日程度の期間を要します。）
 - ・当健保組合でのマイナンバー登録完了後に「資格情報のお知らせ」を交付します。（「資格情報のお知らせ」のみで保険診療を受けることはできません。）
 - ・マイナ保険証により受診する場合は、事前にマイナポータルにアクセスし、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることをご確認のうえご受診ください。
 - ・マイナンバー登録までに10営業日以上かかることが見込まれる場合は、資格確認書を交付します。マイナンバー登録までの間は資格確認書にてご受診をお願いいたします。
- ※資格確認書交付までの間に医療機関での受診を予定されている場合は、住友化学健康保険組合までご連絡ください。